

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、健全性を確保できる経営体制を確立することを重要課題としております。そのため、全役職員の法令遵守の徹底・リスクに対する意識の向上、内部統制システムの強化により経営チェック機能の充実を図り、また、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対する公平性の維持や透明性を高めるため、迅速かつ適切な情報開示に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
協友商事株式会社	1,275,000	13.57
株式会社住友倉庫	796,000	8.47
富士火災海上保険株式会社	700,000	7.45
神鋼物流株式会社	600,000	6.39
横浜冷凍株式会社	438,000	4.66
大東港運社員持株会	325,000	3.46
曾根好貞	321,000	3.41
田中孝一	300,000	3.19
日塩株式会社	294,000	3.13
大東港運取引先持株会	270,000	2.87

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
相島 正宏	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
相島 正宏		相島正宏氏が監査役をされております神戸物産株式会社と当社との間には、運送料、構内作業料等の収入および事務所賃借料の支払について取引があります。	株式会社神戸製鋼所での豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。また上記取引先から経営に与える影響や制約を受ける要素は極めて少ないと判断しており、独立性についても確保されていると考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と適宜に会合を開催し、会計監査人の監査体制・監査計画・監査実施状況等について報告を受けるとともに、必要に応じて意見および情報の交換を行っております。また監査役は、内部監査室と内部監査体制・内部監査計画・内部監査実施について適宜に会合を行い、内部統制等の適正性を監視および検証するとともに、改善やフォローアップに向けて助言を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鎌田栄次郎	他の会社の出身者													○
芳村 則起	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鎌田栄次郎	○	独立役員に指定しております。	銀行業務を歴任した経験から財務面において高い見識を有しており、当社の監査体制の強化にいかしていただくためであります。 独立役員として指定している理由につきましては、鎌田栄次郎氏と当社の間には特別な利害関係がなく、また一般株主と利益相反の生じる可能性がないと判断したためであります。
芳村 則起	○	独立役員に指定しております。	弁護士として培われた高度で専門的な知識・経験を有しており、当社の監査体制の強化にいかしていただくためであります。 独立役員として指定している理由につきましては、芳村則起氏と当社の間には特別な利害関係がなく、また一般株主と利益相反の生じる可能性がないと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

--	--

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

平成21年6月、事業年度における経営責任を一層明確にするため、役員退職慰労金制度を廃止の上で、役員報酬に一本化し、併せて取締役の任期を2年から1年に変更いたしました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期に取締役(社内取締役7名・社外取締役1名)へ支払った報酬の内容
株主総会の決議に基づく報酬限度内の支払
社内取締役: 142,559千円
(使用人兼務取締役の使用人分給与のうち、重要なものではありません。)
社外取締役: - 千円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、「役員規定」をもとに平成5年6月29日開催の株主総会において決議された取締役報酬限度額270,000千円(年額)の範囲内で、世間水準および従業員給与とのバランスを考慮して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役のサポート体制については、専任となる使用人は配置しておりませんが、社長室、内部監査室、通関総括管理室、総合企画部、管理部および経理部が社外取締役および社外監査役の要請に応じて必要なサポートを行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は「取締役会規定」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令等で定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の業務執行を監視する体制となっております。

2. 経営会議

経営会議は、「経営会議規定」に基づき、常勤取締役及び常勤監査役、執行役員で構成し、毎月2回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、迅速な意思決定、情報の共有化、業務執行状況が把握できる体制を執っております。また、常勤監査役は経営会議に出席し、取締役の業務執行を監視する体制となっております。

3. 監査役監査

監査役監査は常勤監査役1名と非常勤監査役2名で実施しております。各監査役は監査役会が定めた監査の方針・業務の分担等に従い、取締役会および経営会議への出席、業務の内容および財産の状況の調査を通じ、取締役の職務の執行の監査を行っております。なお、代表取締役との信頼関係向上のため、定期的に会合を開催しております。

4. 内部監査

内部監査については、内部監査室内部監査課を設置し1名で実施しております。内部監査課は業務の改善を要する事項を整理し、改善に取り組み、内部統制の強化を図っております。

5. 会計監査

1) 会計監査人は第三者としての立場から財務諸表等の監査を実施し、当社は監査結果の報告を受け、意見交換、改善等の提言を受けております。

2) 平成27年3月期に業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名

湯浅信好: 新日本有限責任監査法人

有川 勉: 新日本有限責任監査法人

3) 平成27年3月期の監査業務に係る補助者の構成は公認会計士8名、その他9名であります。

6. 独立役員

コーポレート・ガバナンス充実の取り組みの一環として独立役員2名(社外監査役)を指定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として2名の社外監査役を選任しており、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及び管理部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び各部署等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、経営課題に対する方針・計画・手続及びその結果の妥当性及び有効性について客観的かつ中立的な立場で評価を行うなど経営監視の実効性を高めております。上記内容から経営監視が充分期待できるため、現状の体制を維持しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様による議決権行使の利便性向上の為、招集通知の早期発送に努めました。
その他	株主の利便性向上の為、委任状から議決権行使書への変更を行いました。 株主総会へのビジュアル化導入により、ご来場株主様へより丁寧な説明を行いました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	四半期決算短信、決算短信、四半期・期末決算の説明資料、中期経営計画説明資料、その他適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部総務課および広報課が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「内部情報および内部者取引管理規定」、「法令遵守規定」
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「内部情報および内部者取引管理規定」、「適時開示に係る宣誓書」に基づき、適時開示を速やかに行うことができるよう体制を整備し、さらに当社ホームページを通じて積極的にIR活動に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1)「法令遵守規定」における遵守事項(行動基準)並びに「就業規則」において、当社グループの全役職員に法令並びに社内規定等の遵守の徹底を図り、年1回、当社グループに従事する全役職員・臨時雇用者より徴求する「誓約書」において法令等を遵守する旨の誓約を求めることとします。
- 2)法令並びに社内規定等の遵守状況の検証を行うため「コンプライアンス・リスク委員会」を設け、また上部組織として当社グループ全体を統括するための「コンプライアンス・リスク全社統括委員会」を設けることとします。同委員会での協議内容は定期的に経営会議並びに取締役会に報告することとします。
- 3)内部監査室は、「内部監査規定」に基づき業務全般における法令並びに社内規定等の遵守状況、職務の執行手順及び執行状況について当社及び子会社に対して定期的に内部監査を実施し、問題点の把握、改善を要する事項を代表取締役社長に報告することとします。また、「輸出入関連業務に係る法令遵守規定」に基づき輸出入関連業務全般における法令並びに社内規定等の遵守状況、職務の執行手順及び執行状況について定期的に監査を実施し、問題点の把握、改善を要する事項を代表取締役社長に報告することとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1)取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「内部情報および内部者取引管理規定」、「情報管理・秘密保持規定」、「文書管理規定」等の社内規定並びに各基準書等に従い、適切に保存及び管理を行うこととします。なお、必要に応じてその運用状況の検証、各規定の見直し等を行うこととします。
- 2)取締役及び監査役は、当該情報・文書を常時閲覧できるものとし、検索・閲覧が迅速かつ適切に行われるよう保存管理の整備に努めることとします。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1)「コンプライアンス・リスク委員会」において当社グループの全役職員にリスクに対する意識の向上を促し、リスク管理体制の強化に努めます。また各部署長が当委員会の部署委員長として、常に自部署及び各子会社の対応状況を把握し、定期的または必要に応じて開催する当委員会に報告し、対応・改善策を協議し、リスクの早期発見と迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。
- 2)各部署は「業務分掌規定」及び「職務権限明細表」に基づき付与された権限において、リスクの発生を未然に防ぐ体制とし、万一リスクが顕在化した場合は迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。ただし、重大なリスクや全社横断的なリスクは各部署長が速やかにコンプライアンス・リスク委員会に報告し、対応・改善策を協議することとします。
- 3)リスクの内在及びリスク管理体制の有効性について内部監査を行います。また、内部監査において発見されたリスクは、コンプライアンス・リスク委員会及び当該部署長並びに監査役に報告され、委員会並びに当該部署は迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。
- 4)当社は不測の事態に備え、また危機管理体制の一環として、事業継続を行うため、当社グループを対象とする危機管理マニュアルの作成を行い、当社グループの全役職員に周知することとします。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)取締役会は「取締役会規定」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令等で定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督するものとします。
- 2)経営会議は「経営会議規定」に基づき、常勤取締役及び常勤監査役、執行役員で構成し、毎月2回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、迅速な意思決定、情報の共有化、業務執行状況が把握できる体制を執るものとします。また、意思決定等の重要事項は各部署長に伝達され、各部署長は伝達事項等に基づき各部署の業務を執行するものとします。
- 3)職務執行を効率的かつ適正に行うため、当社の基本理念並びに経営方針に則った中期経営計画を策定します。また中期経営計画を具現化するため各子会社を含めた各部署の業績目標値及び予算配分等を設定した単年度計画を策定し、経営会議及び部署長会議において目標の進捗状況を報告することとします。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- 1)当社並びに当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、会計基準その他関連する諸法令を遵守するとともに、「経理規定」等の社内規定を整備し、財務報告において不正・誤謬が発生するリスクの管理に務め、定期的に予防・牽制機能を評価し、不備があれば是正する体制を構築していくものとします。
- 2)内部監査室は、財務報告に係る内部統制プロセスについて監査を行います。監査において是正・改善を要する事項が発見された場合は、主管部署並びに関係部署が対策を講じることとします。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1)子会社においては、定時取締役会を3ヶ月に1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、法令等で定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、重要な事象が発生した場合の報告を義務付け、取締役の職務の執行を監督するものとします。
- 2)子会社の経営については自主性を尊重しつつ、当社から最低1名以上の取締役または監査役を派遣し、当社の経営方針・意思決定事項を伝達するとともに、子会社が適正に運営されていることを確認するものとします。
- 3)当社社長及び子会社社長で構成する社長会を年1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催するものとし、子会社社長に当社の経営方針の理解を求めるとともに、当社グループの連携強化を図るものとします。
- 4)子会社においても、当社グループの中期経営計画を具現化するため単年度計画を策定し、業績目標値を定め、毎月の業績の進捗状況等を当社経営会議にて報告させるよう義務づけるものとします。
- 5)子会社は、当社「関係会社管理規定」、「連結財務諸表作成のための関係会社の統一経理規定」及び基準書等に従い、経理業務の基準を当社グループで統一するものとします。また、子会社は毎月当社経理部に財務諸表等を報告し、経理部では内容の検証を行うこととします。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1)社長室、内部監査室、通関総括管理室、総合企画部、管理部及び経理部は、監査役からの要請に応じて監査役の職務を補助するものとします。
- 2)監査役会の職務を補助する事務局には、最低1名以上の使用人を任命するものとします。また、事務局に任命された使用人は、事務局の執務にあたっては最優先で取り組み、監査役の指揮命令に従うこと、また取締役及び当該使用人の上司となる使用人は、当該使用人の事務局の執務を妨げないこととします。
- 3)監査役の職務を補助する事務局に任命される使用人の人事に関しては、監査役と事前協議のうえで行うこととします。
- 4)内部監査室は、監査役の要請による監査を他の監査に優先して行うものとし、取締役及び当該部署の上司となる使用人は、監査役の要請による監査を妨げないこととします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- 1)監査役は、取締役会、経営会議に出席し重要な検討事項、意思決定の内容を確認することとします。また、常勤監査役はコンプライアンス・リスク全社統括委員会等の重要な会議に出席して、当社グループの内部監査、コンプライアンス・リスク等の現状を検討・決定事項の内容を確認するか、会議の内容・結果の報告を受けるものとします。
- 2)当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令の違反行為、重要事項の発生または当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある

事項が発生した場合は、その内容を直接速やかに監査役へ報告するものとします。

3) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に対して直接報告することによって、報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取り扱いも行わないこととします。

4) その他、監査役が必要と認めた事項について、報告を求められたときは当社及び子会社の取締役及び使用人は可及的速やかに適切な報告を行うものとします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役と代表取締役は、定期的にまたは必要に応じて会合を開催し、経営方針その他必要事項について相互理解を深めるものとします。

2) 内部監査室は、内部監査計画及び監査結果を監査役に報告し、監査の連携強化に努めるものとします。

3) 全役職員は、監査役が必要に応じて弁護士・会計監査人等の外部専門家から、監査業務に必要な助言を受ける機会を妨げてはならないものとします。

4) 外部専門家への相談に関して、その費用は会社が負担するものとし、前払い又は償還手続きに速やかに応じるものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制

1) 当社及び当社グループは、「法令遵守規定」において社会・政治との適正な関係を保つため「反社会的勢力並びに反社会的勢力と関係のある取引先とは取引を行わず、不当な要求等に屈しない」旨を規定しており、全役職員はこれらとの関係を一切遮断し、不当な要求等に対して毅然とした対応を行うこととします。

2) 管理部を反社会的勢力の対応を統括する部署とし、情報を集約し一元的に管理するとともに、万一、反社会的勢力から不当要求を受けた時に適切な助言、協力を得ることができるよう平素より警察、弁護士等の外部専門機関との連携強化を図ることとします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

